

裁判所法の一部を改正する法律案

【用例集（追加分）】

平成二十九年一月

法務省大臣官房司法法制部

○裁判所法の一部を改正する法律案 用例集

【第六十七条の二関係】

- ・ (第二項) 「・・・の種類は、・・・とする」の例…………… 1
- ・ (第二項) 「給付(金)は、・・・給付(金)、・・・給付(金)及び・・・給付(金)とする」の例…………… 1
- ・ (第二項) 給付金の細目について「給付金」の名称を付している例…………… 1
- ・ (第三項) 「生活を維持するために必要な費用」の例…………… 2
- ・ (第三項) 「必要な・・・であつて、・・・定める」の例…………… 2
- ・ (第三項) 「その修習に専念しなければならない」の例…………… 3
- ・ (第三項) 「・・・の置かれている状況」の例…………… 3
- ・ (第三項) 「・・・の額は、・・・定める額とする」の例…………… 3
- ・ (第四項) 「その額は、・・・定める額とする」の例…………… 3
- ・ (第四項) 「費用の範囲内において・・・定める額」の例…………… 4
- ・ (第五項) 「・・・することが必要と認められる場合に」の例…………… 4
- ・ (第五項) 「必要と認め(られ)る」の例…………… 4
- ・ (第五項) 「場合にその・・・について支給する」の例…………… 5
- ・ (第五項) 「路程に応じ」の例…………… 5

○裁判所法の一部を改正する法律案 用例集

【第六十七条の二関係】

●(第二項)「……の種類は、……とする」の例

○国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年四月三十日法律第百十四号)(抄)

(旅費の種類)

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2516 (略)

●(第二項)「給付(金)は、……給付(金)、……給付(金)及び……給付(金)とする」の例

○雇用保険法(昭和四十九年十二月二十八日法律第百十六号)

(抄)

(失業等給付)

第十条 失業等給付は、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付とする。

256 (略)

●(第二項)給付金の細目について「給付金」の名称を付して

いる例

○雇用対策法(昭和四十一年七月二十一日法律第百三十二号)(抄)

(職業転換給付金の支給)

第十八条 国及び都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、労働者がある能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、求職者その他の労働者又は事業主に対して、政令で定める区分に従い、次に掲げる給付金(以下「職業転換給付金」という。)を支給することができる。

一 求職者の求職活動の促進とその生活の安定を図るための給付金

二 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金

三 広範囲の地域にわたる求職活動又は求職活動を容易にするための役務の利用に要する費用に充てるための給付金

四 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金

五 求職者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための給付金

六 前各号に掲げるもののほか、政令で定める給付金

○雇用対策法施行令(昭和四十一年七月二十一日政令第百六十二号)(抄)

第二条 法第十八条第六号の政令で定める給付金は、次のとおりとする。

- 一 求職者が公共職業安定所の紹介により就職することを促進し、又は求職者が事業を開始することに要する費用に充てるための給付金
- 二 事業主が公共職業安定所の紹介により高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者を雇い入れることを促進するための給付金

○年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年十

一月二十六日法律第百二二号）（抄）

第二十五条 厚生労働大臣のした老齢年金生活者支援給付金、補足的老齢年金生活者支援給付金、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金（以下「年金生活者支援給付金」と総称する。）の支給に関する処分は、国民年金法に基づく処分とみなして、同法第百一条第一項から第五項まで及び第百一条の二の規定並びに社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第百二十六号）の規定を適用する。

2 (略)

(参考)

なお、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十条第三項及び第五項のように、「給付」の具体的内容を「給付金」と規定した例はあるものの、「給付金」の細目ないし具体的内容を「給付」と規定した法律又は政令の例は見当たらない。

●(第三項)「生活を維持するために必要な費用」の例

○民事再生法（平成十一年十二月二十二日法律第百二十五号）

(抄)

(再生計画の認可又は不認可の決定等)

第二百四十一条 (略)

2 (略)

一〜六 (略)

七 計画弁済総額が、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額から再生債務者及びその扶養を受けるべき者の最低限度の生活を維持するために必要な一年分の費用の額を控除した額に二を乗じた額以上の額であると認めることができないとき。

イ〜ハ (略)

3 (略)

●(第三項)「必要な・・・であつて、・・・定める」の例

○木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年五月二十四日法律第四十七号）（抄）

(事業計画)

第四条 (略)

2 (略)

3 (略)

一〜四 (略)

五 保安林の区域内において作業路網等（作業路網その他の伐採を実施するために必要な施設であつて、農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）を整備するために森林

法第三十四条第二項本文に規定する行為（以下「形質変更等行為」という。）をしようとする場合にあっては、当該作業路網等の配置及び構造

4（12）（略）

●（第三項）「その修習に専念しなければならない」の例

○裁判所法（昭和二十二年四月十六日法律第五十九号）（抄）

第六十七条（修習・試験）（略）

2 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。

3（略）

●（第三項）「・・・の置かれている状況」の例

○更生保護法（平成十九年六月十五日法律第八十八号）（抄）

（被害者等の心情等の伝達）

第六十五条 保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、保護観察対象者について、被害者等（当該保護観察対象者が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となった犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。）から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は保護観察対象者の生活若し

くは行動に関する意見（以下この条において「心情等」という。）の伝達の申出があつたときは、当該心情等を聴取し、当該保護観察対象者に伝達するものとする。ただし、その伝達をすることが当該保護観察対象者の改善更生を妨げるおそれがあり、又は当該被害に係る事件の性質、保護観察の実施状況その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

2（略）

●（第三項）「・・・の額は、・・・定める額とする」の例

○マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年六月十九日法律第七十八号）（抄）

（分配金等の価額の算定基準）

第四百四十三条（略）

2（略）

3 前条第一項第五号の額は、第五百五十五条の規定による売却マンション又はその敷地の明渡しにより同号に掲げる者が通常受ける損失として政令で定める額とする。

●（第四項）「その額は、・・・定める額とする」の例

○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年四月三日法律第九十五号）（抄）

（宿日直手当）

第十九条の二 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務一

回につき、四千二百円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては二万円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては七千二百円）を超えない範囲内において人事院規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、職務が行われる時間が職務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で人事院規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、六千三百円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては三万円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては一万八千円）を超えない範囲内において人事院規則で定める額とする。

2・3 (略)

●(第四項)「費用の範囲内において・・・定める額」の例

○造船法(昭和二十五年五月一日法律第二百二十九号)(抄)

(推進性能試験)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の規定による推進性能試験を行うことを要求する者は、推進性能試験に要する費用の範囲内において国土交通省令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 (略)

●(第五項)「・・・することが必要と認められる場合に」の例

○中心市街地の活性化に関する法律(平成十年六月三日法律第九十二号)(抄)

(基本計画の認定)

第九条 (略)

2 (略)

一、三 (略)

四 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項(地方住宅供給公社の活用により中心市街地共同住宅供給事業を促進することが必要と認められる場合にあつては、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項)

五、九 (略)

3、15 (略)

●(第五項)「必要と認め(られ)る」の例

○裁判所法(昭和二十二年四月十六日法律第五十九号)(抄)

第六十九条(開廷の場所)(略)

2 最高裁判所は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の場所で法廷を開き、又はその指定する他の場所を下級裁判所に法廷を開かせることができる。

●(第五項)「場合にその・・・について支給する」の例

○国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年四月三十日法律第百十四号)(抄)

(本邦通過の場合の旅費)

第三十一条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。但し、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

2 (略)

●(第五項)「路程に應じ」の例

○国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年四月三十日法律第百十四号)(抄)

(旅費の種類)

第六条 (略)

2~8 (略)

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に應じ定額により支給する。

10~16 (略)

(移転料)

第二十三条 移転料の額は、左の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に應じた別表第一の定額による額

二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額

三 (略)